

# 被災した皆様へ熱海市からのお知らせ

このたびの災害で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に、謹んでお見舞い申し上げます。

令和3年7月の大雨により被災された方々に生活復旧支援のための情報をお知らせいたしますので、詳しくはそれぞれの担当課へご相談ください。

## 【被災者相談窓口の開設】

令和3年7月26日（月）から8月10日（火）までの間は、熱海市総合福祉センター3階に「被災者相談窓口」を開設し、り災証明書等の交付申請、災害弔慰金及び被災者生活再建支援金等の申請受付、各種相談窓口の設置等を行います。

## 1. り災証明書等の交付申請について

税の減免の申請、各種支援を受ける場合などに、り災証明書等が必要となります。

項目	内容	問合せ先	必要なもの
<input type="checkbox"/> 「り災証明書」 「被災証明書」 「被災届出証明書」の交付申請	「り災証明書」 災害による住家（居住のため使っている建物）の被害について、その事実を市が確認できる場合に、住家の被害程度について証明するものです。住家については、この判定により各種支援の内容が変わってきます。 「被災証明書」 災害による所有物件の被害について、その事実を市が確認できる場合に、所有物件の被害の程度について証明するものです。 「被災届出証明書」 災害による住家以外の家財・動産（家具・家電等）、塀・門などの工作物の被害について写真等で確認し、被災者からの被災の届出が証明するものです。このため、住宅被害認定調査は行わず、被害の認定についても判定しません。	・ 税務課 り災証明書発行担当 (0557-86-6092)  ※発行までに時間がかかる場合がありますのでご了承ください。	・ 世帯主等以外の方が取得する場合は委任状 ・ 本人確認のできる書類

## 2. 住まいについて

項目		内容	問合せ先	必要なもの
<input type="checkbox"/>	災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」	り災証明書をもとに、住宅が半壊及び大規模半壊し、日常生活に必要な欠くことのできない部分の修理の補助制度があります。条件等がありますので、ご相談ください。 ※水害による床上浸水等も対象となる場合があります。一部損壊（準半壊）についても、制度の対象となる場合があります。	・まちづくり課 建築室 (0557-86-6422)	・認め印 ・り災証明書  ※「住宅の応急修理制度」は、対象箇所の <u>修理前</u> ・ <u>修理中</u> ・ <u>修理後</u> の写真が必要になります。
<input type="checkbox"/>	建築確認手数料の減免	建築物が被災し再建築等が必要となったときは、建築確認申請の手数料が減免される場合があります。ご相談ください。（静岡県に提出する場合に限る）	・熱海土木事務所 都市計画課 (0557-86-9192)	

## 3. 災害廃棄物の処分について

項目		内容	問合せ先	必要なもの
<input type="checkbox"/>	災害廃棄物の処分	災害によって発生したごみの持ち込みは、電話予約となります。当日はエコ・プラント姫の沢で計量後、仮置場にごみを搬入してください。 ※持ち込み可能なごみの種類については通常とは異なりますので、お問い合わせください。	・協働環境課 環境センター (予約受付・問合せ) (0557-82-1153)	・被災者の住所が確認できるもの

## 4. 災害弔慰金の支給等について

項目		内容	問合せ先	必要なもの
<input type="checkbox"/>	災害弔慰金の支給	災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。	※詳細はお問い合わせください。 ・長寿介護課 長寿総務室 (0557-86-6050)	※詳細はお問い合わせください。

<input type="checkbox"/>	災害障害見舞金の支給	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。	※詳細はお問い合わせください。	・長寿介護課 長寿総務室 (0557-86-6050)	・医師の診断書（指定様式）ほか  ※詳細はお問い合わせください。
--------------------------	------------	---	-----------------	-----------------------------------	--

## 5. 被災者生活再建支援金について

項目	内容	問合せ先	必要なもの	
<input type="checkbox"/>	被災者生活再建支援金の支給	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、住宅の被害程度と再建方法に応じて、生活の再建に必要な支援金が支給されます。 ※詳細はお問い合わせください。	・長寿介護課 長寿総務室 (0557-86-6050)	・被災世帯の世帯主のマイナンバーがわかるもの ・り災証明書 ・預金通帳の写し等  ※状況により必要となる書類がありますので、詳細はご相談ください。

## 6. 災害援護資金の貸付について

項目	内容	問合せ先	必要なもの	
<input type="checkbox"/>	災害援護資金の貸付	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸付します。 ※詳細はお問い合わせください。	・長寿介護課 長寿総務室 (0557-86-6050)	※詳細はお問い合わせください。

## 7. 生活必需品の給与について

項目	内容	問合せ先	必要なもの	
<input type="checkbox"/>	被服・寝具その他生活必需品の給与	災害により住居が全壊半壊等又は床上浸水の被害を受けた世帯に、生活必需品を給与します。 ※詳細はお問い合わせください。	・長寿介護課 長寿総務室 (0557-86-6323)	・り災証明書 ・申請書

## 8. 税金等について

災害により被害を受けたとき、被災状況により税金、料金等の減免や手当等々の支給制限の解除が適用される場合があります。

### (1) 税金等について

項目		内容	問合せ先	必要なもの
<input type="checkbox"/>	市税の減免	災害により被害を受け、その損害の程度により、市税が減免される場合があります。 ※対象となる可能性のある方には、市から別途通知をさせていただきます。ご不明な点は、ご相談ください。	・ 税務課 [固定資産税] 課税室（資産税担当） (0557-86-6147) [市県民税] 課税室（市民税担当） (0557-86-6142)	・ 対象となる可能性のある方に通知する文書に記載いたします。
<input type="checkbox"/>	市税の支払い	災害により被害等を受けたことにより、税金の支払い（納税）について不安な場合は、ご相談ください。	・ 税務課 納税室 (0557-86-6168)	
<input type="checkbox"/>	市税の期限の延長	伊豆山地区を地域指定し、7月3日以降に到来する納期限や申告期限を、別途告示で定める日まで延長します。（申請不要）	・ 税務課 納税室 (0557-86-6168)	（申請不要）

### (2) 国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療について

項目		内容	問合せ先	必要なもの
<input type="checkbox"/>	国民健康保険一部負担金（医療機関の窓口で支払う負担金）の免除	災害により被害等を受けた方は、申請により医療費の一部負担金が免除される場合があります。 対象者および申請方法等については、準備が整い次第ご案内します。	・ 市民生活課 保険年金室（国保） (0557-86-6256)	・ 準備が整い次第ご案内します。
<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の減免	災害により被害を受け、その損害の程度により、国民健康保険税が減免される場合があります。 ※対象となる可能性のある方には、市から別途通知をさせていただきます。ご不明な点は、ご相談ください。	・ 税務課 課税室（市民税担当） (0557-86-6143)	・ 対象となる可能性のある方に通知する文書に記載いたします。

<input type="checkbox"/>	国民年金保険料の免除	災害により住居又は家財などに損害を受け、その損害が最も大きい家財に係る損害が2分の1以上であり、国民年金保険料の納付が困難なときは、保険料が免除される場合があります。ご相談ください。	・市民生活課 保険年金室（年金） (0557-86-6260 -6261)	・被災状況届（用紙は保険年金室に設置）又は災証明書 ・保険等によって補てんされる金額が確認できる証明書の写し（お持ちの場合）
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険一部負担金（医療機関の窓口で支払う負担金）の減免	災害により被害等を受けた方は、申請により医療費の一部負担金が免除される場合があります。ご相談ください。	・市民生活課 保険年金室（後期高齢） (0557-86-6257)	・災証明書  ※その他状況により必要となる書類がありますので別途ご案内します。
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予	災害により被害等を受けた方は、申請により保険料の減免や徴収の猶予が受けられる場合があります。ご相談ください。		・災証明書  ※その他状況により必要となる書類がありますので別途ご案内します。

### （3）介護保険料等について

項目		内容	問合せ先	必要なもの
<input type="checkbox"/>	介護保険料の減免	災害により被害等を受けたとき、被害の程度により、保険料の納付が困難になったときは、保険料が減免される場合があります。ご相談ください。	・長寿介護課 介護保険室 (0557-86-6286)	・災証明書  ※その他状況により必要となる書類がありますので別途ご案内します。
<input type="checkbox"/>	介護保険利用者及び介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担額の減免	災害により住居の全壊、半壊又は床上浸水の被害を受け、利用者負担額の支払いが困難になったときは、利用者負担額が免除される場合があります。ご相談ください。	[介護保険利用者] ・長寿介護課 介護保険室 (0557-86-6284) [介護予防・日常生活支援総合事業利用者] ・長寿介護課 長寿支援室 (0557-86-6325)	・災証明書  ※その他状況により必要となる書類がありますので別途ご案内します。

(4) 特別障害者手当等の支給制限の解除について

項目		内容	問合せ先	必要なもの
<input type="checkbox"/>	障がい福祉サービス利用に係る利用者負担の減免	災害により住居の全壊又は半壊の被害を受け、障害福祉サービス利用、児童通所利用、補装具及び地域生活支援事業に係る利用者負担額の支払いが困難になったときは、費用負担額が減免される場合があります。ご相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉課 障がい福祉室 (0557-86-6334)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認め印</li> <li>・り災証明書</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	児童通所利用に係る利用者負担の減免			
<input type="checkbox"/>	補装具費と地域生活支援に係る利用者負担額の減免			
<input type="checkbox"/>	自立支援医療費利用者負担額の減免	災害により住居の全壊又は半壊の被害を受け、自立支援医療に係る費用負担額の支払いが困難になったときは、費用負担額が減免される場合があります。ご相談ください。		
<input type="checkbox"/>	特別障害者手当、障害児福祉手当の支給制限の解除	特別障害者手当又は障害児福祉手当の支給制限を受け、支給停止となっている方が、災害により被害を受けたときは、支給停止が解除され、手当が支給される場合があります。ご相談ください。		
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当の支給制限の解除	特別児童扶養手当の支給制限を受け、支給停止となっている方が、災害により被害を受けたときは、支給停止が解除され、手当が支給される場合があります。ご相談ください。		

(5) 児童扶養手当等の支給制限の解除について

項目		内容	問合せ先	必要なもの
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の支給制限の解除	児童扶養手当の支給制限を受け、支給停止となっている方が、住宅等を2分の1以上被災された場合、所得制限を一時的に解除し、全額支給される場合があります。ご相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉課 子育て支援室 (0557-86-6351)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当被災状況書</li> <li>・り災証明書</li> </ul>

□	母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金支払いの猶予	母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けている方が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合は、支払い猶予期間を設けることができます。ご相談ください。	・静岡県東部健康福祉センター 福祉課 (055-920-2080)	・り災証明書
---	-------------------------	--	---	--------

(6) 水道料金・下水道使用料について

項目	内容	問合せ先	必要なもの
□	<p>市の給水区域で令和3年7月の大雨により次の①～③のいずれかに該当する場合は、減免の対象となります。</p> <p>①り災証明書が発行された方 →令和3年7、8月請求分を全額免除。また、令和3年9月及び11月検針時に使用量が確認できなかった場合は、その分の料金を全額免除</p> <p>②断水し、避難所等に避難していた方 →令和3年9、10月請求分を全額免除</p> <p>③伊豆山地区にお住まいの方で令和3年9、10月請求分の水道使用量が増えた方（災害援助者等に水を提供した方など） →令和3年9、10月請求分について、前年同月使用量の金額を請求（一部減免）</p> <p>※申請期限 令和3年12月20日まで</p> <p>※その他水道に関する相談や減免内容の詳細は直接お問い合わせください。</p>	<p>・熱海市上下水道・温泉料金お客様センター (0557-86-6485 -6486 -6487)</p>	<p>・熱海市上下水道・温泉料金お客様センターに設置の水道料金等減免申請書</p> <p>・①に該当する場合は、り災証明書（コピー可）</p>

## 9. 教育について

項目		内容	問合せ先	必要なもの
<input type="checkbox"/>	教科書・学用品等の購入	災害により教科書や学用品等の紛失や使えなくなった場合、ご相談ください。 ※対象児童・生徒は以下のとおりです。 ・小学校児童 ・中学校生徒 ・高等学校生徒	・学校教育課 総務管理室 (0557-86-6565)	・連絡の取れる電話番号

## 10. 本人確認できる証明書がなくなってしまった場合について

項目		内容	問合せ先	必要なもの
<input type="checkbox"/>	住民票の交付	住民票は、窓口にて本人確認を実施し交付します。まずは、ご相談ください。	・市民生活課 市民室 (0557-86-6254)	
<input type="checkbox"/>	運転免許証の再発行	運転免許証の再発行手続きをしてください。	・静岡県東部 運転免許センター (055-921-2000) ・熱海警察署 (0557-85-0110)	

## 11. 国民健康保険証等の再交付について

災害で次の証書等を紛失した場合、必要書類を担当課でご確認のうえ、再発行を受けてください。

項目		問合せ先	必要なもの
<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証（兼高齢者受給者証）	・市民生活課 保険年金室 (0557-86-6256)	・本人確認のできる書類
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証		
<input type="checkbox"/>	こども医療費受給者証 母子家庭等医療費受給者証	・社会福祉課 子育て支援室 (0557-86-6352)	
<input type="checkbox"/>	母子健康手帳	・健康づくり課 健康づくり室 (0557-86-6293)	
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証	・長寿介護課 介護保険室 (0557-86-6281)	



<input type="checkbox"/>	重度障害者（児）医療費助成金受給者証	・社会福祉課 障がい福祉室 (0557-86-6335)	・認め印 ・本人確認のできる書類
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳	・社会福祉課 障がい福祉室 (0557-86-6334 - 6335)	・認め印 ・写真 (縦4cm×横3cm)
<input type="checkbox"/>	療育手帳		・認め印 ・写真 (縦4cm×横3cm)
<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳		・認め印 ・写真（希望者） (縦4cm×横3cm)
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証		・認め印 ・本人確認のできる書類
<input type="checkbox"/>	自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）受給者証		・認め印 ・本人確認のできる書類
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード	・市民生活課 市民室 (0557-86-6254)	・り災証明書（受取時） ・本人確認のできる書類 ・写真
<input type="checkbox"/>	全国健康保険協会（協会けんぽ）被保険者証	・全国健康保険協会 静岡支部 (054-275-6601)	・左記連絡先お問い合わせの上、必要書類を請求してください。

## 12. 生活福祉資金制度による貸付について

項目		問合せ先
<input type="checkbox"/>	生活福祉資金制度による貸付・生活相談など	熱海市社会福祉協議会 (0557-86-6339)

### 13. 雇用・労働支援について

項目		内容	問合せ先
<input type="checkbox"/>	熱海市ふるさとハローワーク特別相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険に関する相談</li> <li>・災害の状況によりハローワークまで来所できない方</li> <li>・事業所が被災したことにより事業主から離職の相談があった方</li> <li>・災害の影響で事業所を休廃止することにより一時的に雇用している労働者を離職させる事業主</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱海市ふるさとハローワーク (0557-82-8655)</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	雇用保険失業等給付の特例措置	<p>災害により事業所が休止・廃止したため、一時的に離職することとなった方について、一定の要件を満たした場合、基本手当を受給できます。</p> <p>ハローワークに来所できない場合は失業の認定日の変更ができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワーク三島 (055-980-1303)</li> <li>・熱海市ふるさとハローワーク 雇用保険等特別相談 (0557-82-8655)</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	労働保険料が納付できないとき	<p>災害により事業の経営のために直接必要な事業財産に相当の損失を受けたため、納期限内の労働保険料を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡労働局 (総務部労働保険徴収課) (054-254-6316)</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	賃金が支払われないとき (未払賃金立替制度)	<p>企業が倒産したため、賃金が支払われないうちに退職した労働者に対して、その未払賃金のうち一定範囲を国が事業主に代わって立替払をする制度があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三島労働基準監督署 (監督関係) (055-986-9100)</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	労災保険の請求にあたって事業主や医療機関の証明が受けられないとき	<p>災害により「労災保険」による給付の請求にあたって、事業主や医療機関の証明を受けることが困難な場合には、証明がなくても請求書を受け付けています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三島労働基準監督署 (労災関係) (055-916-7343)</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	アフターケア関係 (労災保険)	<p>健康管理手帳の交付を受けている方が、手帳を自宅に残したまま避難していること等により実施医療機関に手帳を提示できない場合には、氏名、生年月日及び対象傷病名を申し立てることにより受診可能です。</p> <p>災害により健康管理手帳を亡失又はき損した場合には、速やかに再交付します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡労働局 (労働基準部労災補償課分室) (054-653-6050)</li> </ul>

	(前ページの続き)	災害によりアフターケア実施医療機関が患者受け入れ不可となっている場合等は最寄りの実施機関等をご紹介します。 アフターケア実施医療機関において、災害により診療録を滅失又はき損したためアフターケア委託費を請求できない場合にはご相談に応じます。	
<input type="checkbox"/>	義肢等補装具関係 (労災保険)	義肢等補装具が災害により亡失・修理不能となった場合には、新たな購入ができる可能性があります。また、修理可能な場合には修理費用をお支払いできる可能性があります。 災害により医療機関が被災した等の理由で採型指導証明書が得られない場合には、添付不要となります。	・ 静岡労働局 (労働基準部労災補償課) (054-254-6369)
<input type="checkbox"/>	労働相談窓口の設置	災害による解雇、休業等の労働に関する相談について、お受けします。	・ 静岡労働局総合労働相談コーナー (054-252-1212) ・ 三島労働基準監督署総合労働相談コーナー (055-916-7335) ※各労働基準監督署総合労働相談コーナーでも承ります。

#### 14. 融資について

項目	内容	問合せ先	
<input type="checkbox"/>	静岡県制度融資 中小企業災害対策資金	<p><b>【対象】</b> 県内において、6カ月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、令和3年7月1日からの大雨による災害により直接被害又は間接被害を受けた方</p> <p><b>【資金用途】</b> 災害復興に必要な設備資金、運転資金</p> <p><b>【融資限度額】</b> 5,000万円 ※熱海市においてはセーフティネット4号保証適用となります。</p>	<p>取扱金融機関 または、</p> <p>・ 観光経済課 産業振興室 (0557-86-6204)</p>

## 15. 相談窓口について

項目		問合せ先
<input type="checkbox"/>	健康相談・予防接種相談 (電話予約制、電話相談可)	・健康づくり課 健康づくり室 (0557-86-6295)
<input type="checkbox"/>	こころの電話	・静岡県精神保健福祉センター (055-922-5562)
<input type="checkbox"/>	法的トラブル解決のための総合案内所	・法テラス沼津 (050-3383-5405) ・県民相談窓口 (055-951-8205)
<input type="checkbox"/>	行政苦情 110 番	・静岡行政監視行政相談センター (0570-090-110) ・県民相談窓口 (055-951-8205)
<input type="checkbox"/>	消費相談窓口	・熱海市消費生活相談窓口 (0557-86-6197) ・静岡県消費生活相談窓口 (055-952-2299)
<input type="checkbox"/>	中小企業の融資や返済に関する相談	・熱海商工会議所 (0557-81-9251) ※総合相談
<input type="checkbox"/>		・日本政策金融公庫 沼津支店 (055-931-5281)
<input type="checkbox"/>		・静岡県信用保証協会 沼津支店 (055-926-0100)
<input type="checkbox"/>		・商工中金 沼津支店 (055-920-5000)
<input type="checkbox"/>		・静岡県商工会連合会 (054-255-8080)
<input type="checkbox"/>		・中小企業団体中央会 指導部 (054-254-1511)
<input type="checkbox"/>		・静岡県よろず支援拠点 (054-253-5117)
<input type="checkbox"/>	独立行政法人住宅金融支援機構の融資に関する相談	・住宅金融支援機構お客様コールセンター (災害者専用ダイヤル 0120-086-353)
<input type="checkbox"/>	住宅ローン等の返済の相談	・ローン借入先の金融機関等
<input type="checkbox"/>	NHK の放送受信料の免除	・静岡放送局営業部 (054-654-5200)
<input type="checkbox"/>	司法書士総合相談センターしずおか	・静岡県司法書士会 (054-289-3704) ※月曜日～金曜日の 14 時～17 時
<input type="checkbox"/>	弁護士無料電話相談窓口	・静岡県弁護士会沼津支部 (055-931-1848) ※月曜日～金曜日の 9 時～17 時 (12 時～13 時除く)
<input type="checkbox"/>	り災証明書の交付申請支援 (無料)	・静岡県行政書士会 (054-254-3003) ※月曜日～金曜日の 9 時 30 分～16 時 30 分